

既報(十一月十六日)秘第ニ七七二號(據記會社於ル者)働申議具、後、状況左  
記通、

記

一、労働者側

労働者側ニテハ既報ノ通り十一月十八日神田區岩本町六、和泉橋俱樂部  
ニ於テ従業員大會ヲ開催シテ保護士ニ最モ税金滞納ノ爲メ、追役所ヨリ差押  
ヘ處分ヲ受ケタル自動車、所有権確認迄ニ差押ヘテ封スル異議申請ニ關スル  
行政訴訟願提起ニ關スル一切ノ権ヲ要負スルニトニ決定スルト共ニ會社ニ對シテ  
ハ會面ノ税金滞納ニ基ク、差押處分明顯ノ解決ニ付會社ニ於テ何等ノ誠意ヲ  
ル措置ヲ取ラザルハ不都合ナリトナシ社費ノ自治管理ヲナシ會社側ニ對抗  
スルニトニ態度ヲ決定セル。其、後左記ノ通り従業員ヨリ社費ヲ徴収シ管理  
責任者高橋軍治ニ於テ神田區佐木町所在ノ安田銀行ニ預金ニ大會

ノ決議ヲ実行シワ、アリ

上野驛構内所屬

三六九、〇〇

萬世橋

一五〇、〇〇

東京駅

四六七、五〇

新橋駅

五四、〇〇

兩國駅

一四六、〇〇

合計

金一、八六、五〇

二、會社側

會社側ニ於テハ前議案生以來従業員ヨリ納入スヘキ社費ノ収入ナキ爲メ極度ニ  
経営難ニ陥レルニ依リ別記(一)、(二)、(三)、(四)ノ如キ會社窮狀ヲ訴ヘタル創物ニ從  
業員ニ送付スル處アリタル會社幹部中ニ此、際鐵道(通省)諒解ヲ得テ  
(駅構内營業ナル爲メ)營業ヲ一時休業セルトノ意嚮ヲ決シ居ルヲ以テ具